Complete Lagrange Lock to Nove			
行可能な限り低減すること。			
四 第二号に基づく危険性の除去			1
を行った後に残存する危険性を			
示すこと。			·
(医療機器の性能及び機能)	適用	要求項目を包含する認	医療機器及び体外診断用医薬品の
第3条 医療機器は、製造販売業者等の意		知された基準に適合す	製造管理及び品質管理の基準に関
図する性能を発揮できなければならず、		ることを示す。	する省令(平成 16 年厚生労働省令
医療機器としての機能を発揮できるよ			第 169 号)
う設計、製造及び包装されなければなら			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
ない。			
(製品の寿命)	適用	要求項目を包含する認	医療機器及び体外診断用医薬品の
第4条 製造販売業者等が設定した医療機	22713	知された基準に適合す	製造管理及び品質管理の基準に関
器の製品の寿命の範囲内において当該		ることを示す。	する省令(平成 16 年厚生労働省令
医療機器が製造販売業者等の指示に従		2 C C Z N 9 0	
って、通常の使用条件下において発生し			第 169 号)
		到 fn 之 lo よ 49 to 1 - 44	
うる負荷を受け、かつ、製造販売業者等		認知された規格に従っ	JIS T 14971:医療機器-リスクマ
の指示に従って適切に保守された場合		てリスク管理が計画・実	ネジメントの医療機器への適用
に、医療機器の特性及び性能は、患者又		施されていることを示	
は使用者若しくは第三者の健康及び安		す。	
全を脅かす有害な影響を与える程度に			
劣化等による悪影響を受けるものであ			ļ
ってはならない。			
(輸送及び保管等)	適用	要求項目を包含する認	医療機器及び体外診断用医薬品の
第5条 医療機器は、製造販売業者等の指		知された基準に適合す	製造管理及び品質管理の基準に関
示及び情報に従った条件の下で輸送及		ることを示す。	する省令(平成 16 年厚生労働省令
び保管され、かつ意図された使用方法で			第 169 号)
使用された場合において、その特性及び		認知された規格に従っ	JIS T 14971:医療機器-リスクマ
性能が低下しないよう設計、製造及び包		てリスク管理が計画・実	ネジメントの医療機器への適用
装されていなければならない。		施されていることを示	
		す。	
(医療機器の有効性)	適用	認知された規格に従っ	JIS T 14971:医療機器-リスクマ
第6条 医療機器の意図された有効性は、	\	てリスク分析が実施さ	ネジメントの医療機器への適用
起こりうる不具合を上回るものでなけれ		れていることを示す。	イングントツ/区が(双部・マノ週/1
ばならない。		ねんしょることをいる。	·
14.4.7.4.4.°		便光粉 さ 投ごよった よ	 JIS T 0000(仮番): 圧トランスデュ
		便益性を検証するため	J13 1 0000 (仮番) . 圧ドノンハノユ 一サ
		に、認知された規格に適	3.201.1 接続部の要求事項
		合していることを示す。	3.201.3 位相シフト
			3.201.4 トランスデューサの励起イ
			ンピーダンス
			3.201.5 トランスデューサの信号イ
		·	ンピーダンス 3.201.6 トランスデューサの対称性
			3.201.7 感度
			3. 201. 8 不平衡
			45 圧力容器及び圧力を受ける部分
			51.102 圧力測定の正確度
			51.103 周波数応答
			 再使用可能な圧トランスデューサド
:			丹便州可能な圧トソンステューサト 一ムまたは単回使用圧トランスデュ
			ーサドーム単体の場合は
	<u> </u>		ーットーム単1400場合は

第二章 設計及び製造要求事項

第二章 設計及び製造要求事項			
(医療機器の化学的特性等)			
第7条 医療機器は、前章の要件を満たす			
ほか、使用材料の選定について、必要			
に応じ、次の各号に掲げる事項について			
注意が払われた上で、設計及び製造され			
ていなければならない。			
一 毒性及び可燃性	適用	 認知された規格に従っ	JIS T 14971:医療機器-リスクマ
	, ,,,,,	· ·	ネジメントの医療機器への適用
		施されていることを示	
		す。	
		'。 認知された規格の該当	JIS T 0000(仮番) : 圧トランスデュ
		する項目に適合してい	
		ることを示す。	48 生体適合性(単回使用製品の場
		ることを小り。	
	, i		合)
二 使用材料と生体組織、細胞、体液及	適用	翌年1十五十日女に分上	 JIS T 14971:医療機器ーリスクマ
び検体との間の適合性	週月		オジメントの医療機器への適用
○M東本との同の列車 日本			インテントのJ区療機器への個用
		施されていることを示	
·		す。	
		割たりといた目がのま な	 JIS T 0000(仮番) : 圧トランスデュ
		認知された規格の該当	113 10000(仮番) : 圧下プンパノユ 一サ
·		する項目に適合してい	48 生体適合性(単回使用製品の場
		ることを示す。	合)
三・硬度、摩耗及び疲労度等	適用		 JIS T 14971:医療機器-リスクマネ
二 使及、摩托及0%为及等	通用		513 (14971 . 医療機器への適用 ジメントの医療機器への適用
			ングントの医療機能への適用
		施されていることを示	
の 医療機関ル マの仕口口仏により リ	汝田	す。	110 T 14071 医库松四 27 → 5
2 医療機器は、その使用目的に応じ、当	適用		JIS T 14971: 医療機器-リスクマ
該医療機器の輸送、保管及び使用に携わ			ネジメントの医療機器への適用
る者及び患者に対して汚染物質及び残		施されていることを示	
留物質(以下「汚染物質等」という。)		す。	
が及ぼす危険性を最小限に抑えるよう		and the same of the	
に設計、製造及び包装されていなければ		· ·	JIS T 0000 (仮番): 圧トランスデュ
ならず、また、汚染物質等に接触する生		する項目に適合してい	
体組織、接触時間及び接触頻度について		ることを示す。	48 生体適合性(単回使用製品の場
注意が払われていなければならない。			合)
3 医療機器は、通常の使用手順の中で当	不適用	各種材料、物質、ガスと	-
該医療機器と同時に使用される各種材		併用して使用する機器	
料、物質又はガスと安全に併用できるよ		ではない。	
う設計及び製造されていなければなら			
ず、また、医療機器の用途が医薬品の投	適用	認知された規格に従っ	JIS T 14971: 医療機器-リスクマ

	てリスク管理が計画・実	ネジメントの医療機器への適用
	施されていることを示	
	す。	
不適用	医薬品を含有する機器	
	ではない。	
適用	認知された規格に従っ	JIS T 14971:医療機器-リスクマ
	てリスク管理が計画・実	ネジメントの医療機器への適用
	施されていることを示	
	す。	
	認知された規格の該当	JIS T 0000(仮番) : 圧トランスデュ
	する項目に適合してい	
	ることを示す。	48 生体適合性(単回使用製品の場
		合)
不適用	偶発的にある種の物質	
	が侵入又は浸出する機	
	器ではない。	
	·	
	適用	施されていることを示す。 施されていることを示す。 医薬品を含有する機器ではない。 認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。 認知された規格の該当するでは、 認知された規格の該当するでは、 ではされていることを示す。 ではされていることを示す。 ではされていることを示す。 ではされていることを示す。 ではない。

(微生物汚染等の防止)	 		
第8条 医療機器及び当該医療機器の製造 工程は、患者、使用者及び第三者(医療 機器の使用にあたって第三者に対する	適用	要求項目を包含する認 知された基準に適合す ることを示す。	医療機器及び体外診断用医薬品の 製造管理及び品質管理の基準に関 する省令(平成 16 年厚生労働省令
感染の危険性がある場合に限る。)に対する感染の危険性がある場合、これらの 危険性を、合理的に実行可能な限り、適		S C C 2 31.7 6	第 169 号)
切に除去又は軽減するよう、次の各号を 考慮して設計されていなければならな い。			
一 取扱いを容易にすること。			
二 必要に応じ、使用中の医療機器から の微生物漏出又は曝露を、合理的に実 行可能な限り、適切に軽減すること。			
三 必要に応じ、患者、使用者及び第三			

to be the first of	T		
者による医療機器又は検体への微生			
物汚染を防止すること。			
2 医療機器に生物由来の物質が組み込ま	不適用 	生物由来の物質を含む	
れている場合、適切な入手先、ドナー及		機器ではない。	
び物質を選択し、妥当性が確認されてい			
る不活性化、保全、試験及び制御手順に			
より、感染に関する危険性を、合理的か			
つ適切な方法で低減しなければならな			
l ',			
3 医療機器に組み込まれた非ヒト由来の	不適用	非ヒト由来の物質を組	/
組織、細胞及び物質(以下「非ヒト由来		み込む機器ではない。	
組織等」という。) は、当該非ヒト由来			. /
組織等の使用目的に応じて獣医学的に			
管理及び監視された動物から採取され			
なければならない。製造販売業者等は、			
非ヒト由来組織等を採取した動物の原			/
産地に関する情報を保持し、非ヒト由来			
組織等の処理、保存、試験及び取扱いに			
おいて最高の安全性を確保し、かつ、ウ			
ィルスその他の感染性病原体対策のた			
め、妥当性が確認されている方法を用い		·	
て、当該医療機器の製造工程においてそ			
れらの除去又は不活性化を図ることに			
より安全性を確保しなければならない。			
4 医療機器に組み込まれたヒト由来の組	不適用	ヒト由来の組織、細胞及	
織、細胞及び物質(以下「ヒト由来組織		び物質を含む機器では	
等」という。) は、適切な入手先から入		ない。	
手されたものでなければならない。製造			
販売業者等は、ドナー又はヒト由来の物			
質の選択、ヒト由来組織等の処理、保存、			
試験及び取扱いにおいて最高の安全性			
を確保し、かつ、ウィルスその他の感染			
性病原体対策のため、妥当性が確認され			
ている方法を用いて、当該医療機器の製			
造工程においてそれらの除去又は不活			
性化を図り、安全性を確保しなければな			
らない。			
5 特別な微生物学的状態にあることを表	不適用	特別な微生物学的状態	
示した医療機器は、販売時及び製造販売		にある機器ではない。	
業者等により指示された条件で輸送及			
び保管する時に当該医療機器の特別な			
微生物学的状態を維持できるように設			
計、製造及び包装されていなければなら			
ない。			
6 滅菌状態で出荷される医療機器は、再	適用(滅菌	認知された規格の該当	JIS T 0000(仮番):圧トランスデュ
使用が不可能である包装がなされるよ	状態で出荷	する項目に適合してい	ーサ
う設計及び製造されなければならない。	される場	ることを示す。	3.201.10 無菌性の保証
当該医療機器の包装は適切な手順に従	合)	-	
って、包装の破損又は開封がなされない			
and the state of t	J		I,

	,		
限り、販売された時点で無菌であり、製	1		
造販売業者によって指示された輸送及			
び保管条件の下で無菌状態が維持され、			
かつ、再使用が不可能であるようにされ			
てなければならない。			
7 滅菌又は特別な微生物学的状態にある	適用	認知された規格の該当	JIS T 0000(仮番): 圧トランスデュ
ことを表示した医療機器は、妥当性が確		する項目に適合してい	
認されている適切な方法により滅菌又		ることを示す。	- ^ 3,201.10 無菌性の保証
は特別な微生物学的状態にするための		2 C C C N 9 0	3,201.10 無国性の下部
処理が行われた上で製造され、必要に応			
じて滅菌されていなければならない。			
8 滅菌を施さなければならない医療機器	適用	要求項目を包含する認	医療機器及び体外診断用医薬品の
は、適切に管理された状態で製造されな		知された基準に適合す	製造管理及び品質管理の基準に関
ければならない。		ることを示す。	する省令(平成 16 年厚生労働省令
			第 169 号)
9 非滅菌医療機器の包装は、当該医療機	 適用(未滅	要求項目を包含する認	医療機器及び体外診断用医薬品の
器の品質を落とさないよう所定の清浄	1		
	菌品の場	知された基準に適合す	製造管理及び品質管理の基準に関
度を維持するものでなければならない。	合)	ることを示す。	する省令(平成 16 年厚生労働省令
		*	第 169 号)
使用前に滅菌を施さなければならない	適用(未滅	要求項目を包含する認	医療機器及び体外診断用医薬品の
医療機器の包装は、微生物汚染の危険性	菌品の場	知された基準に適合す	製造管理及び品質管理の基準に関
を最小限に抑え得るようなものでなけ	合)	ることを示す。	する省令(平成 16 年厚生労働省令
ればならない。 この場合の包装は、滅			第 169 号)
菌方法を考慮した適切なものでなけれ			
ばならない。			
10 同一又は類似製品が、滅菌及び非滅	不適用	滅菌及び非滅菌の両方	
菌の両方の状態で販売される場合、両者	1.700/11	の状態で販売される機	
は、包装及びラベルによってそれぞれが		器ではない。	
区別できるようにしなければならない。			
(製造又は使用環境に対する配慮)			
医療機器が、他の医療機器又は体外診断薬	適用		JIS T 14971:医療機器-リスクマ
又は装置と組み合わせて使用される場合、		てリスク管理が計画・実	ネジメントの医療機器への適用
接続系を含めたすべての組み合わせは、安		施されていることを示	
全であり、各医療機器又は体外診断薬が持		す。	
つ性能が損なわれないようにしなければな			
		認知された規格の該当	JIS T 0000(仮番) : 圧トランスデュ
らない。組み合わされる場合、使用上の制		する項目に適合してい	─ ₩
限事項は、直接表示するか添付文書に明示		ることを示す。	3.201.1 接続部の要求事項
しておかなければならない。			
\vdash		使用に際して必要な情	添付文書
		報が提供されているこ	
		とを示す。	
第9条 医療機器については、次の各号に			
掲げる危険性が、合理的かつ適切に除去			
又は低減されるように設計及び製造さ			
れなければならない			
一 物理的特性に関連した傷害の	 適用	製たのといよ 4046 1~24	TIC T 14071 F ###### 11 4
	週川		JIS T 14971: 医療機器-リスクマ
危険性		てリスク管理が計画・実	ネジメントの医療機器への適用

	,	
	施されていることを示	
	す。	
適用	認知された規格に従っ	 JIS T 14971 : 医療機器-リスクマ
		1 - 1
		1 - 2 V V 1 - 2 E = 7/3 \ 1/3 \ 1/3 1/3 \ 1/3
	1	
	/ 0	
海田	製細された細物に従	TIC T 14071・屋 機機場 - リッカー
\max_11		
	70	
適用		: TIC T 14071 - 医病機即 - 11 ファー
地门		
		インアントの医療機器への週刊
	· 9 o	
· 一大次田	10/4-2-177 = 1/4/10 1-2-2-1	·
个週用		-
	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	
· 本田	⇒変をかよう。よ ±ロ4をラーハイ	TTO M 140H. PERENGER 11 1
週用		JIS T 14971: 医療機器-リスクマ
		ネジメントの医療機器への適用
	9 .	
· 本田	表現をかえる よりよう - ベケ	TIO TO 14071 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
埴州		JIS T 14971: 医療機器-リスクマ
		ネジメントの医療機器への適用
~~~~\\		
不適用 		
	ない。	
不適用	一般的な医療産業廃棄	
	続きを必要とする機器	
	ではない。	
,		
不適用	測定機能を有する機器	
	ではない。	
	適	す。 認知された規格に従・で、

なければならない。  2 診断用医療機器は、その使用目的に応じ、適切な科学的及び技術的方法に基づいて、十分な正確性、精度及び安定性を得られるように設計及び製造されていなければならない。設計にあたっては、感度、特異性、正確性、反復性、再現性及び既知の干渉要因の管理並びに検出限界に適切な注意を払わなければならない。  3 診断用医療機器の性能が較正器又は標準物質に対り当てられている値の遡及性は、品質管理システムを通して保証されなければならない。  4 測定装置、モニタリング装置又は表示装置の目盛りは、当該医療機器の使用目的に応じ、人間工学的な観点から設計されなければならない。  5 数値で表現された値については、可能な限り標準化された一般的な単位を使用し、医療機器の使用者に理解されるものでなければならない。 (放射線に対する防御) 第11条 医療機器は、その使用目的に沿って、治療及び診断のために適正な水準の放射線の照射を妨げることなく、患	
じ、適切な科学的及び技術的方法に基づいて、十分な正確性、精度及び安定性を得られるように設計及び製造されていなければならない。設計にあたっては、應度、特異性、正確性、反復性、再現性及び既知の干渉要因の管理並びに検出限界に適切な注意を払わなければならない。     ③ 診断用医療機器の性能が較正器又は標準物質の使用に依存している場合、これらの較正器又は標準物質に割り当てられている値の遡及性は、品質管理システムを通して保証されなければならない。     4 測定装置、モニタリング装置又は表示装置の目盛りは、当該医療機器の使用目的に応じ、人間工学的な観点から設計されなければならない。     5 数値で表現された値については、可能な限り標準化された一般的な単位を使用し、医療機器の使用者に理解されるものでなければならない。     (放射線に対する防御)     第11条 医療機器は、その使用目的に沿って、治療及び診断のために適正な水準     初射線を照射する機器ではない。	
いて、十分な正確性、精度及び安定性を 得られるように設計及び製造されていなければならない。設計にあたっては、 感度、特異性、圧確性、反復性、再現性 及び既知の干渉要因の管理並びに検出 限界に適切な注意を払わなければならない。 3 診断用医療機器の性能が較正器又は標準物質の使用に依存している場合、これらの較正器又は標準物質に割り当てられている値の遡及性は、品質管理システムを通して保証されなければならない。 4 測定装置、モニタリング装置又は表示装置の目盛りは、当該医療機器の使用目的に応じ、人間工学的な観点から設計されなければならない。 5 数値で表現された値については、可能な限り標準化された一般的な単位を使用し、医療機器の使用者に理解されるものでなければならない。 (放射線に対する防御) 第11条 医療機器は、その使用目的に沿って、治療及び診断のために適正な水準	
得られるように設計及び製造されていなければならない。設計にあたっては、感度、特異性、正確性、反復性、再現性及び既知の干渉要因の管理並びに検出限界に適切な注意を払わなければならない。  3 診断用医療機器の性能が較正器又は標準物質の使用に依存している場合、これらの較正器又は標準物質に割り当てられている値の遡及性は、品質管理システムを通して保証されなければならない。  4 測定装置、モニタリング装置又は表示装置の目盛りは、当該医療機器の使用目的に応じ、人間工学的な観点から設計されなければならない。  5 数値で表現された値については、可能な限り標準化された一般的な単位を使用し、医療機器の使用者に理解されるものでなければならない。 (放射線に対する防御)  第11条 医療機器は、その使用目的に沿って、治療及び診断のために適正な水準	
なければならない。設計にあたっては、 感度、特異性、正確性、反復性、再現性 及び既知の干渉要因の管理並びに検出 限界に適切な注意を払わなければならない。  3 診断用医療機器の性能が較正器又は標準物質に割り当てられている値の遡及性は、品質管理システムを通して保証されなければならない。  4 測定装置、モニタリング装置又は表示装置の目盛りは、当該医療機器の使用目的に応じ、人間工学的な観点から設計されなければならない。  5 数値で表現された値については、可能な限り標準化された一般的な単位を使用し、医療機器の使用者に理解されるものでなければならない。 (放射線に対する防御)  第11条 医療機器は、その使用目的に沿って、治療及び診断のために適正な水準  放射線を照射する機器ではない。	
感度、特異性、正確性、反復性、再現性 及び既知の干渉要因の管理並びに検出 限界に適切な注意を払わなければならない。  3 診断用医療機器の性能が較正器又は標 準物質の使用に依存している場合、これらの較正器又は標準物質に割り当てられている値の遡及性は、品質管理システムを通して保証されなければならない。  4 測定装置、モニタリング装置又は表示 装置の目盛りは、当該医療機器の使用目的に応じ、人間工学的な観点から設計されなければならない。  5 数値で表現された値については、可能な限り標準化された一般的な単位を使用し、医療機器の使用者に理解されるものでなければならない。 (放射線に対する防御) 第11条 医療機器は、その使用目的に沿って、治療及び診断のために適正な水準  放射線を照射する機器ではない。	
及び既知の干渉要因の管理並びに検出 限界に適切な注意を払わなければならない。  3 診断用医療機器の性能が較正器又は標準物質の使用に依存している場合、これらの較正器又は標準物質に割り当てられている値の遡及性は、品質管理システムを通して保証されなければならない。  4 測定装置、モニタリング装置又は表示装置の目盛りは、当該医療機器の使用目的に応じ、人間工学的な観点から設計されなければならない。  5 数値で表現された値については、可能な限り標準化された一般的な単位を使用し、医療機器の使用者に理解されるものでなければならない。 (放射線に対する防御)  第11条 医療機器は、その使用目的に沿って、治療及び診断のために適正な水準  が射線を照射する機器ではない。	
限界に適切な注意を払わなければならない。  3 診断用医療機器の性能が較正器又は標準物質の使用に依存している場合、これらの較正器又は標準物質に割り当てられている値の遡及性は、品質管理システムを通して保証されなければならない。  4 測定装置、モニタリング装置又は表示装置の目盛りは、当該医療機器の使用目的に応じ、人間工学的な観点から設計されなければならない。  5 数値で表現された値については、可能な限り標準化された一般的な単位を使用し、医療機器の使用者に理解されるものでなければならない。 (放射線に対する防御)  第11条 医療機器は、その使用目的に沿って、治療及び診断のために適正な水準  が射線を照射する機器ではない。	
ない。 3 診断用医療機器の性能が較正器又は標準物質の使用に依存している場合、これらの較正器又は標準物質に割り当てられている値の遡及性は、品質管理システムを通して保証されなければならない。 4 測定装置、モニタリング装置又は表示装置の目盛りは、当該医療機器の使用目的に応じ、人間工学的な観点から設計されなければならない。 5 数値で表現された値については、可能な限り標準化された一般的な単位を使用し、医療機器の使用者に理解されるものでなければならない。 (放射線に対する防御) 第11条 医療機器は、その使用目的に沿って、治療及び診断のために適正な水準 がはない。	
3 診断用医療機器の性能が較正器又は標準物質の使用に依存している場合、これらの較正器又は標準物質に割り当てられている値の遡及性は、品質管理システムを通して保証されなければならない。 4 測定装置、モニタリング装置又は表示装置の目盛りは、当該医療機器の使用目的に応じ、人間工学的な観点から設計されなければならない。 5 数値で表現された値については、可能な限り標準化された一般的な単位を使用し、医療機器の使用者に理解されるものでなければならない。 (放射線に対する防御) 第11条 医療機器は、その使用目的に沿って、治療及び診断のために適正な水準 が射線を照射する機器ではない。	
準物質の使用に依存している場合、これ らの較正器又は標準物質に割り当てら れている値の遡及性は、品質管理システ ムを通して保証されなければならない。  4 測定装置、モニタリング装置又は表示 装置の目盛りは、当該医療機器の使用目 的に応じ、人間工学的な観点から設計さ れなければならない。  5 数値で表現された値については、可能 な限り標準化された一般的な単位を使 用し、医療機器の使用者に理解されるも のでなければならない。  (放射線に対する防御)  第11条 医療機器は、その使用目的に沿 って、治療及び診断のために適正な水準  ではない。	/ /
らの較正器又は標準物質に割り当てられている値の遡及性は、品質管理システムを通して保証されなければならない。  4 測定装置、モニタリング装置又は表示装置の目盛りは、当該医療機器の使用目的に応じ、人間工学的な観点から設計されなければならない。  5 数値で表現された値については、可能な限り標準化された一般的な単位を使用し、医療機器の使用者に理解されるものでなければならない。 (放射線に対する防御)  第11条 医療機器は、その使用目的に沿って、治療及び診断のために適正な水準ではない。	<u></u>
れている値の遡及性は、品質管理システムを通して保証されなければならない。  4 測定装置、モニタリング装置又は表示装置の目盛りは、当該医療機器の使用目的に応じ、人間工学的な観点から設計されなければならない。  5 数値で表現された値については、可能な限り標準化された一般的な単位を使用し、医療機器の使用者に理解されるものでなければならない。 (放射線に対する防御)  第11条 医療機器は、その使用目的に沿不適用 放射線を照射する機器ではない。	<u> </u>
ムを通して保証されなければならない。  4 測定装置、モニタリング装置又は表示 不適用	<u> </u>
4 測定装置、モニタリング装置又は表示 表面用 目盛りをもつ機器では 装置の目盛りは、当該医療機器の使用目 的に応じ、人間工学的な観点から設計されなければならない。  5 数値で表現された値については、可能 な限り標準化された一般的な単位を使 用し、医療機器の使用者に理解されるものでなければならない。 (放射線に対する防御) 第11条 医療機器は、その使用目的に沿 不適用 放射線を照射する機器 ではない。	
装置の目盛りは、当該医療機器の使用目的に応じ、人間工学的な観点から設計されなければならない。  5 数値で表現された値については、可能な限り標準化された一般的な単位を使用し、医療機器の使用者に理解されるものでなければならない。 (放射線に対する防御)  第11条 医療機器は、その使用目的に沿って、治療及び診断のために適正な水準  ない。  ない。  放射線を照射する機器 ではない。	
的に応じ、人間工学的な観点から設計されなければならない。  5 数値で表現された値については、可能な限り標準化された一般的な単位を使用し、医療機器の使用者に理解されるものでなければならない。 (放射線に対する防御) 第11条 医療機器は、その使用目的に沿って、治療及び診断のために適正な水準ではない。	<u> </u>
れなければならない。  5 数値で表現された値については、可能	<u> </u>
5 数値で表現された値については、可能 不適用 数値表現する機器では な限り標準化された一般的な単位を使 用し、医療機器の使用者に理解されるも のでなければならない。 (放射線に対する防御) 第11条 医療機器は、その使用目的に沿 不適用 放射線を照射する機器 ではない。	
な限り標準化された一般的な単位を使用し、医療機器の使用者に理解されるものでなければならない。 (放射線に対する防御) 第11条 医療機器は、その使用目的に沿不適用 放射線を照射する機器 ではない。	
用し、医療機器の使用者に理解されるものでなければならない。 (放射線に対する防御) 第11条 医療機器は、その使用目的に沿 不適用 放射線を照射する機器って、治療及び診断のために適正な水準 ではない。	
のでなければならない。 (放射線に対する防御) 第11条 医療機器は、その使用目的に沿 不適用 放射線を照射する機器 って、治療及び診断のために適正な水準 ではない。	
(放射線に対する防御) 第11条 医療機器は、その使用目的に沿 不適用 放射線を照射する機器 って、治療及び診断のために適正な水準 ではない。	
第11条 医療機器は、その使用目的に沿 不適用 放射線を照射する機器 って、治療及び診断のために適正な水準 ではない。	
って、治療及び診断のために適正な水準ではない。	
の放射線の照射を妨けることなく、患	
* (LT*T 200****	
者、使用者及び第三者への放射線被曝が	
合理的、かつ適切に低減するよう設計、	
製造及び包装されていなければならな	
	<del></del> ,
2 医療機器の放射線出力について、医療 不適用 放射線を照射する機器	
上その有用性が放射線の照射に伴う危ではない。	
険性を上回ると判断される特定の医療	/
目的のために、障害発生の恐れ又は潜在	
的な危害が生じる水準の可視又は不可し	
視の放射線が照射されるよう設計され	
ている場合においては、線量が使用者に	
よって制御できるように設計されてい	
なければならない。当該医療機器は、関	
連する可変パラメータの許容される公	
差内で再現性が保証されるよう設計及	
び製造されていなければならない。	
3 医療機器が、潜在的に障害発生の恐れ 不適用 放射線を照射する機器	
のある可視又は不可視の放射線を照射ではない。	
するものである場合においては、必要に	
応じ照射を確認できる視覚的表示又は	
聴覚的警報を具備していなければなら	
たい。	

4 医療機器は、意図しない二次放射線又は散乱線による患者、使用者及び第三者 への被曝を可能な限り軽減するよう設 計及び製造されていなければならない。	不適用	二次放射線を照射する 機器ではない。	
5 放射線を照射する医療機器の取扱説明 書には、照射する放射線の性質、患者及 び使用者に対する防護手段、誤使用の防 止法並びに据付中の固有の危険性の排	不適用	放射線を照射する機器ではない。	
除方法について、詳細な情報が記載され ていなければならない。			
6 電離放射線を照射する医療機器は、必要に応じ、その使用目的に照らして、照射する放射線の線量、幾何学的及びエネルギー分布(又は線質)を変更及び制御	不適用	電離放射線を照射する機器ではない。	
できるよう、設計及び製造されなければならない。			
7 電離放射線を照射する診断用医療機器 は、患者及び使用者の電離放射線の被曝 を最小限に抑え、所定の診断目的を達成 するため、適切な画像又は出力信号の質	不適用	電離放射線を照射する 機器ではない。	
を高めるよう設計及び製造されていなければならない。 8 電離放射線を照射する治療用医療機器	不適用	電離放射線を照射する	
は、照射すべき線量、ビームの種類及び エネルギー並びに必要に応じ、放射線ビームのエネルギー分布を確実にモニタ	C Viole	機器ではない。	
リングし、かつ制御できるよう設計及び 製造されていなければならない。 (能動型医療機器に対する配慮)			
(1127) 127 31 (177) 14 (177) 14 (177)	<b>元</b> 、本田	(書うし) シェンス 上井	
第12条 電子プログラムシステムを内蔵 した医療機器は、ソフトウェアを含め	不適用	電子プログラムを内蔵 した機器ではない。	
て、その使用目的に照らし、これらのシ ステムの再現性、信頼性及び性能が確保	'		
されるよう設計されていなければなら ない。また、システムに一つでも故障が			
発生した場合、実行可能な限り、当該故 障から派生する危険性を適切に除去又 は軽減できるよう、適切な手段が講じら			
れていなければならない。			
2 内部電源医療機器の電圧等の変動が、 患者の安全に直接影響を及ぼす場合、電 力供給状況を判別する手段が講じられ	不適用	内部電源を有する機器ではない。	
ていなければならない。			
3 外部電源医療機器で、停電が患者の安全に直接影響を及ぼす場合、停電による	不適用	電源状態が、患者の安全に直結する機器ではな	
電力供給不能を知らせる警報システム が内蔵されていなければならない。		\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	
4 患者の臨床パラメータの一つ以上をモニタに表示する医療機器は、患者が死亡	不適用	臨床パラメータをモニ タする機器ではない。	

又は重篤な健康障害につながる状態に			
陥った場合、それを使用者に知らせる適			
切な警報システムが具備されていなけ			
ればならない。			
5 医療機器は、通常の使用環境において、	不適用	電磁的妨害を発生する	
当該医療機器又は他の製品の作動を損		リスクは、測定装置本体	
なう恐れのある電磁的干渉の発生リス		に依存する。	
クを合理的、かつ適切に低減するよう設			
計及び製造されていなければならない。			
6 医療機器は、意図された方法で操作で	不適用	電磁的妨害に対する耐	
きるために、電磁的妨害に対する十分な		性は、測定装置本体に依	
内在的耐性を維持するように設計及び		存する。	
製造されていなければならない。			
7 医療機器が製造販売業者等により指示	適用	認知された規格の該当	JIS T 0000(仮番): 圧トランスデュ
されたとおりに正常に据付けられ及び		する項目に適合してい	ーサ
保守されており、通常使用及び単一故障		ることを示す。	17 分離
状態において、偶発的な電撃リスクを可		1	19 連続漏れ電流及び患者測定電流
能な限り防止できるよう設計及び製造			20 耐電圧
されていなければならない。			
(機械的危険性に対する配慮)			
第13条 医療機器は、動作抵抗、不安定	適用	認知された規格の該当	JIS T 0000(仮番): 圧トランスデュ
性及び可動部分に関連する機械的危険		する項目に適合してい	
性から、患者及び使用者を防護するよう	1	ることを示す。	   21.5 機械的強度-自由落下
設計及び製造されていなければならな		_	
V %			
2 医療機器は、振動発生が仕様上の性能	不適用	リスクになる振動を発	
の一つである場合を除き、特に発生源に		生する機器ではない。	
おける振動抑制のための技術進歩や既			
存の技術に照らして、医療機器自体から			
発生する振動に起因する危険性を実行			
可能な限り最も低い水準に低減するよ			
う設計及び製造されていなければなら			
ない。	;		
3 医療機器は、雑音発生が仕様上の性能	不適用	リスクになる雑音を発	
の一つである場合を除き、特に発生源に		生する機器ではない。	
おける雑音抑制のための技術進歩や既			
存の技術に照らして、医療機器自体から			
発生する雑音に起因する危険性を、可能			
な限り最も低水準に抑えるよう設計及			
び製造されていなければならない。			
4 使用者が操作しなければならない電	不適用	電源等のエネルギー源	
気、ガス又は水圧式若しくは空圧式のエ	1 14	に接続する端末及び接	
ネルギー源に接続する端末及び接続部		続部を有する機器では	
は、可能性のあるすべての危険性が最小		tiv.	
限に抑えられるよう、設計及び製造され		G- 0	
ていなければならない。			
5 医療機器のうち容易に触れることので	不適用	潜在的に危険な温度に	
きる部分(意図的に加熱又は一定温度を	1.76百/13	なる機器ではない。	
維持する部分を除く。)及びその周辺部		(4、2)などは しょくない。	
かにいっていれていている。 人人していり込む			

			T
は、通常の使用において、潜在的に危険			
な温度に達することのないようにしな			
ければならない。			
(エネルギーを供給する医療機器に対する配	/慮)		
第14条 患者にエネルギー又は物質を供	不適用	エネルギー又は物質を	
給する医療機器は、患者及び使用者の安		患者に供給する機器で	
全を保証するため、供給量の設定及び維		はない。	
持ができるよう設計及び製造されてい			
なければならない。			
2 医療機器には、危険が及ぶ恐れのある	不適用	エネルギー又は物質の	
不適正なエネルギー又は物質の供給を		供給に関する防護手段	
防止又は警告する手段が具備され 、エ		は測定装置本体に依存	
ネルギー源又は物質の供給源からの危		する。	
険量のエネルギーや物質の偶発的な放			
出を可能な限り防止する適切な手段が			
講じられていなければならない。			
3 医療機器には、制御器及び表示器の機	不適用	エネルギー又は物質の	
能が明確に記されていなければならな		供給に関する制御器及	
い。操作に必要な指示を医療機器に表		び表示器を有する機器	
示する場合、或いは操作又は調整用のパ		ではない。	
ラメータを視覚的に示す場合、これらの		410.01.8	
情報は、使用者(医療機器の使用にあた			
って患者の安全及び健康等に影響を及			
ぼす場合に限り、患者も含む。)にとっ			
100 / 200 100 100 100 100 100 100 100 100 100	)		
て、容易に理解できるものでなければな			
て、容易に理解できるものでなければならない。			
らない。			
らない。 (自己検査医療機器等に対する配慮)	不適用	自己給香医療機器又は	
らない。 (自己検査医療機器等に対する配慮) 第15条 自己検査医療機器又は自己投薬	不適用	自己検査医療機器又は自己投事機器ではない	
らない。 (自己検査医療機器等に対する配慮) 第15条 自己検査医療機器又は自己投薬 医療機器(以下「自己検査医療機器等」	不適用	自己検査医療機器又は 自己投薬機器ではない。	
らない。 (自己検査医療機器等に対する配慮) 第15条 自己検査医療機器又は自己投薬 医療機器(以下「自己検査医療機器等」 という。) は、それぞれの使用者が利用	不適用		
らない。 (自己検査医療機器等に対する配慮) 第15条 自己検査医療機器又は自己投薬 医療機器(以下「自己検査医療機器等」 という。)は、それぞれの使用者が利用 可能な技能及び手段並びに通常生じ得	不適用		
らない。 (自己検査医療機器等に対する配慮) 第15条 自己検査医療機器又は自己投薬 医療機器(以下「自己検査医療機器等」 という。)は、それぞれの使用者が利用 可能な技能及び手段並びに通常生じ得 る使用者の技術及び環境の変化の影響	不適用		
らない。 (自己検査医療機器等に対する配慮) 第15条 自己検査医療機器又は自己投薬 医療機器(以下「自己検査医療機器等」 という。)は、それぞれの使用者が利用 可能な技能及び手段並びに通常生じ得 る使用者の技術及び環境の変化の影響 に配慮し、用途に沿って適正に操作でき	不適用		
らない。 (自己検査医療機器等に対する配慮) 第15条 自己検査医療機器又は自己投薬 医療機器(以下「自己検査医療機器等」 という。)は、それぞれの使用者が利用 可能な技能及び手段並びに通常生じ得 る使用者の技術及び環境の変化の影響 に配慮し、用途に沿って適正に操作でき るように設計及び製造されていなけれ	不適用		
らない。 (自己検査医療機器等に対する配慮) 第15条 自己検査医療機器又は自己投薬 医療機器(以下「自己検査医療機器等」 という。)は、それぞれの使用者が利用 可能な技能及び手段並びに通常生じ得 る使用者の技術及び環境の変化の影響 に配慮し、用途に沿って適正に操作でき るように設計及び製造されていなけれ ばならない。		自己投薬機器ではない。	
らない。 (自己検査医療機器等に対する配慮) 第15条 自己検査医療機器又は自己投薬 医療機器(以下「自己検査医療機器等」 という。)は、それぞれの使用者が利用 可能な技能及び手段並びに通常生じ得 る使用者の技術及び環境の変化の影響 に配慮し、用途に沿って適正に操作でき るように設計及び製造されていなけれ ばならない。 2 自己検査医療機器等は、当該医療機器	不適用	自己投薬機器ではない。 自己検査医療機器又は	
らない。 (自己検査医療機器等に対する配慮) 第15条 自己検査医療機器又は自己投薬医療機器(以下「自己検査医療機器等」という。)は、それぞれの使用者が利用可能な技能及び手段並びに通常生じ得る使用者の技術及び環境の変化の影響に配慮し、用途に沿って適正に操作できるように設計及び製造されていなければならない。 2 自己検査医療機器等は、当該医療機器の取扱い中、検体の取扱い中(検体を取		自己投薬機器ではない。	
らない。 (自己検査医療機器等に対する配慮) 第15条 自己検査医療機器又は自己投薬 医療機器(以下「自己検査医療機器等」 という。)は、それぞれの使用者が利用 可能な技能及び手段並びに通常生じ得 る使用者の技術及び環境の変化の影響 に配慮し、用途に沿って適正に操作でき るように設計及び製造されていなけれ ばならない。 2 自己検査医療機器等は、当該医療機器 の取扱い中、検体の取扱い中(検体を取 り扱う場合に限る。)及び検査結果の解		自己投薬機器ではない。 自己検査医療機器又は	
らない。 (自己検査医療機器等に対する配慮) 第15条 自己検査医療機器又は自己投薬 医療機器(以下「自己検査医療機器等」 という。)は、それぞれの使用者が利用 可能な技能及び手段並びに通常生じ得 る使用者の技術及び環境の変化の影響 に配慮し、用途に沿って適正に操作でき るように設計及び製造されていなけれ ばならない。 2 自己検査医療機器等は、当該医療機器 の取扱い中、検体の取扱い中(検体を取 り扱う場合に限る。)及び検査結果の解 釈における誤使用の危険性を可能な限		自己投薬機器ではない。 自己検査医療機器又は	
らない。 (自己検査医療機器等に対する配慮) 第15条 自己検査医療機器又は自己投薬医療機器(以下「自己検査医療機器等」という。)は、それぞれの使用者が利用可能な技能及び手段並びに通常生じ得る使用者の技術及び環境の変化の影響に配慮し、用途に沿って適正に操作できるように設計及び製造されていなければならない。 2 自己検査医療機器等は、当該医療機器の取扱い中、検体の取扱い中(検体を取り扱う場合に限る。)及び検査結果の解釈における誤使用の危険性を可能な限り低減するように設計及び製造されて		自己投薬機器ではない。 自己検査医療機器又は	
らない。 (自己検査医療機器等に対する配慮) 第15条 自己検査医療機器又は自己投薬 医療機器(以下「自己検査医療機器等」 という。)は、それぞれの使用者が利用 可能な技能及び手段並びに通常生じ得 る使用者の技術及び環境の変化の影響 に配慮し、用途に沿って適正に操作できるように設計及び製造されていなければならない。  2 自己検査医療機器等は、当該医療機器 の取扱い中、検体の取扱い中(検体を取り扱う場合に限る。)及び検査結果の解釈における誤使用の危険性を可能な限り低減するように設計及び製造されていなければならない。	不適用	自己投薬機器ではない。 自己検査医療機器又は 自己投薬機器ではない。	
らない。 (自己検査医療機器等に対する配慮) 第15条 自己検査医療機器又は自己投薬 医療機器(以下「自己検査医療機器等」 という。)は、それぞれの使用者が利用 可能な技能及び手段並びに通常生じ得 る使用者の技術及び環境の変化の影響 に配慮し、用途に沿って適正に操作でき るように設計及び製造されていなけれ ばならない。 2 自己検査医療機器等は、当該医療機器 の取扱い中、検体の取扱い中(検体を取 り扱う場合に限る。)及び検査結果の解 釈における誤使用の危険性を可能な限 り低減するように設計及び製造されて いなければならない。 3 自己検査医療機器等には、合理的に可		自己投薬機器ではない。 自己検査医療機器又は 自己投薬機器ではない。 ・ 自己検査医療機器又は	
らない。 (自己検査医療機器等に対する配慮) 第15条 自己検査医療機器又は自己投薬医療機器(以下「自己検査医療機器等」という。)は、それぞれの使用者が利用可能な技能及び手段並びに通常生じ得る使用者の技術及び環境の変化の影響に配慮し、用途に沿って適正に操作できるように設計及び製造されていなければならない。 2 自己検査医療機器等は、当該医療機器の取扱い中、検体の取扱い中(検体を取り扱う場合に限る。)及び検査結果の解釈における誤使用の危険性を可能な限り低減するように設計及び製造されていなければならない。 3 自己検査医療機器等には、合理的に可能な場合、製造販売業者等が意図したよ	不適用	自己投薬機器ではない。 自己検査医療機器又は 自己投薬機器ではない。	
らない。 (自己検査医療機器等に対する配慮) 第15条 自己検査医療機器又は自己投薬 医療機器(以下「自己検査医療機器等」 という。)は、それぞれの使用者が利用 可能な技能及び手段並びに通常生じ得 る使用者の技術及び環境の変化の影響 に配慮し、用途に沿って適正に操作でき るように設計及び製造されていなけれ ばならない。 2 自己検査医療機器等は、当該医療機器 の取扱い中、検体の取扱い中(検体を取 り扱う場合に限る。)及び検査結果の解 釈における誤使用の危険性を可能な限 り低減するように設計及び製造されて いなければならない。 3 自己検査医療機器等には、合理的に可 能な場合、製造販売業者等が意図したよ うに機能することを、使用に当たって使	不適用	自己投薬機器ではない。 自己検査医療機器又は 自己投薬機器ではない。 ・ 自己検査医療機器又は	
らない。 (自己検査医療機器等に対する配慮) 第15条 自己検査医療機器又は自己投薬医療機器(以下「自己検査医療機器等」という。)は、それぞれの使用者が利用可能な技能及び手段並びに通常生じ得る使用者の技術及び環境の変化の影響に配慮し、用途に沿って適正に操作できるように設計及び製造されていなければならない。 2 自己検査医療機器等は、当該医療機器の取扱い中、検体の取扱い中(検体を取り扱う場合に限る。)及び検査結果の解釈における誤使用の危険性を可能な限り低減するように設計及び製造されていなければならない。 3 自己検査医療機器等には、合理的に可能な場合、製造販売業者等が意図したように機能することを、使用に当たって使用者が検証できる手順を含めておかな	不適用	自己投薬機器ではない。 自己検査医療機器又は 自己投薬機器ではない。 ・ 自己検査医療機器又は	
らない。 (自己検査医療機器等に対する配慮) 第15条 自己検査医療機器又は自己投薬 医療機器(以下「自己検査医療機器等」 という。)は、それぞれの使用者が利用 可能な技能及び手段並びに通常生じ得 る使用者の技術及び環境の変化の影響 に配慮し、用途に沿って適正に操作でき るように設計及び製造されていなけれ ばならない。 2 自己検査医療機器等は、当該医療機器 の取扱い中、検体の取扱い中(検体を取 り扱う場合に限る。)及び検査結果の解 釈における誤使用の危険性を可能な限 り低減するように設計及び製造されて いなければならない。 3 自己検査医療機器等には、合理的に可 能な場合、製造販売業者等が意図したよ うに機能することを、使用に当たって使	不適用	自己投薬機器ではない。 自己検査医療機器又は 自己投薬機器ではない。 ・ 自己検査医療機器又は	
らない。 (自己検査医療機器等に対する配慮) 第15条 自己検査医療機器又は自己投薬医療機器(以下「自己検査医療機器等」という。)は、それぞれの使用者が利用可能な技能及び手段並びに通常生じ得る使用者の技術及び環境の変化の影響に配慮し、用途に沿って適正に操作できるように設計及び製造されていなければならない。 2 自己検査医療機器等は、当該医療機器の取扱い中、検体の取扱い中(検体を取り扱う場合に限る。)及び検査結果の解釈における誤使用の危険性を可能な限り低減するように設計及び製造されていなければならない。 3 自己検査医療機器等には、合理的に可能な場合、製造販売業者等が意図したように機能することを、使用に当たって使用者が検証できる手順を含めておかな	不適用	自己投薬機器ではない。 自己検査医療機器又は 自己投薬機器ではない。 ・ 自己検査医療機器又は	
らない。 (自己検査医療機器等に対する配慮) 第15条 自己検査医療機器又は自己投薬医療機器(以下「自己検査医療機器等」という。)は、それぞれの使用者が利用可能な技能及び手段並びに通常生じ得る使用者の技術及び環境の変化の影響に配慮し、用途に沿って適正に操作できるように設計及び製造されていなければならない。 2 自己検査医療機器等は、当該医療機器の取扱い中、検体の取扱い中(検体を取り扱う場合に限る。)及び検査結果の解釈における誤使用の危険性を可能な限り低減するように設計及び製造されていなければならない。 3 自己検査医療機器等には、合理的に可能な場合、製造販売業者等が意図したように機能することを、使用に当たって使用者が検証できる手順を含めておかな	不適用	自己投薬機器ではない。 自己検査医療機器又は 自己投薬機器ではない。 ・ 自己検査医療機器又は	

(製造業者・製造販売業者が提供する情報)			
使用者には、使用者の訓練及び知識の程度を	適用	使用に際して必要な情	医療機器の添付文書の記載要領に
考慮し、製造業者・製造販売業者名、安全な		報が提供されているこ	ついて (薬食発第 0310003 号 平成
使用法及び医療機器又は体外診断薬の意図		とを示す。	17年3月10日)
した性能を確認するために必要な情報が提			
供されなければならない。この情報は、容易		認知された規格の該当	JIS T 0000(仮番) : 圧トランスデュ
に理解できるものでなければならない。	į.	する項目に適合してい	ーサ
	ļ	ることを示す。	6. 202 表示
		認知された規格に従っ	JIS T 14971:医療機器-リスクマ
		てリスク管理が計画・実	ネジメントの医療機器への適用
		施されていることを示	
		す。	
(性能評価)			
第16条 医療機器の性能評価を行うため	適用	認知された基準に従っ	医療機器の製造販売認証申請につ
に収集されるすべてのデータは、薬事法		てデータが収集された	いて(薬食発第 0331032 号 平成
(昭和三十五年法律第百四十五号)その		ことを示す。	17年3月31日)第2の1 別紙2
他関係法令の定めるところに従って収			
集されなければならない。			
2 臨床試験は、医療機器の臨床試験の実	不適用	臨床試験を必要とする	
施の基準に関する省令(平成十七年厚生		機器ではない。	
労働省令第三十六号)に従って実行され			
なければならない。			

(空白頁)

## X線CT組合せ型ポジトロンCT装置基準 (案)

薬事法(昭和35年法律第145号)第23条の2第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器(平成16年厚生労働省告示第298号)別表第2第85号に規定するX線CT組合せ型ポジトロンCT装置について、次のように基準を定め、平成○○年○月○日から適用する。

ただし、本基準に適合するものであっても、当該医療機器の形状、構造及び原理、使用 方法及び操作方法若しくは性能等が既存の医療機器と明らかに異なるときは、本告示は適 用しない。

## X線CT組合せ型ポジトロンCT装置基準

核医学診断用ポジトロン C T機能部にあっては、工業標準化法(昭和 24 年法律第 185 号)に基づく日本工業規格 T 0601-1(医用電気機器一第1部:安全に関する一般的要求事項)に適合し、X線 C T診断機能部にあっては日本工業規格 Z 4751-2-44(医用 X線 C T装置一安全)に適合し、使用目的、効能又は効果は、患者に投与したポジトロン放射性医薬品の体内における分布を示すガンマ線検出信号をコンピュータ処理した再構成画像及び患者に関する多方向からの X 線透過信号をコンピュータ処理した再構成画像並びにこれらの画像を重ね合わせた画像を診療のために提供すること。

## 厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器 (平成 17 年厚生労働省告示第 112 号) 別表の〇〇 基本要件適合性チェックリスト (X線CT組合せ型ポジトロンCT装置)

第一章 一般的要求事項

第一章 一般的要求事項			
基本要件	当該機器 への適用・ 不適用	適合の方法	特定文書の確認
(設計) 第1条 原標とは、 等とがよるというでは、 等とは、 等とは、 等とは、 等とは、 がよる、 のののののののののののののののののののです。 は、 は使た、 は使た、 は使た、 は使た、 は使た、 は使た、 は使た、 は	適用	要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。 認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令(平成16年厚生労働省令第169号)  JIS T 14971: 医療機器ーリスクマネジメントの医療機器への適用
い。 (リスクマ系学メント) 第2条 医製造販売業者で表別のでは、	適用	該当機器に適用されるべき 最新技術に立脚した JIS その 他の安全規格に適合するこ とを示す。 認知された規格に従ってリ スク管理が計画・実施されて いることを示す。	JIS T 0601-1: 医用電気機器 第1部: 安全に関する一般的要 求事項においてチェックリス トの第7条以降で引用している 項目 X線CT装置部 JIS Z 4751-2-44: 医用X線C T装置一安全 においてチェッ クリストの第7条以降で引用し ている項目 JIS T 14971: 医療機器ーリス クマネジメントの医療機器へ の適用

二 前号により評価された危険性を本質的な安全設計及び製造を通じて、合理的に実行可能な限り除去すること。			
(医療機器の性能及び機能) 第3条 医療機器は、製造販売 業者等の意図する性能を発揮 できなければならず、医療機 器としての機能を発揮できる よう設計、製造及び包装され なければならない。	適用	要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。	医療機器及び体外診断用医薬 品の製造管理及び品質管理の 基準に関する省令 (平成16年 厚生労働省令第169号)
(製品の寿命) 第4条 製造販売業者等が設定 見た医療機器の製造販売業品の 範機器の製造販売製品の 類点に表すの 動態を大きな が製造した。 が製造した。 が製造した。 が製造した。 が製造した。 が関連による が関連による が関連による が関連による が関連による が関連による が関連による が関連による が関連による が関連による が関連による が関連による が関連による が関連による が関連による が関連による が関連による が関連による が関連による が関連による が関連による が関連による が関連による が関連による が関連による が関連による が関連による が関連による が関連による が関連による が関連による が関連による が関連による が関連による がある がある がある がある がある がある がある がある がある があ	適用	要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。 認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令(平成16年厚生労働省令第169号)  JIS T 14971: 医療機器ーリスクマネジメントの医療機器への適用
(輸送及び保管等) 第5条 医療機器は、製造販売 業者等の指示及び情報に従っ た条件の下で輸送及び保管され、かつ意図された使用方法 で使用された場合において、 その特性及び性能が低下しな いよう設計、製造及び包装さ れていなければならない。	適用	要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。 認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	医療機器及び体外診断用医薬 品の製造管理及び品質管理の 基準に関する省令(平成16年 厚生労働省令第169号) JIS T 14971:医療機器ーリス クマネジメントの医療機器へ の適用
(医療機器の有効性) 第6条 医療機器の意図された 有効性は、起こりうる不具合 を上回るものでなければなら ない。	適用	認知された規格に従ってリスク分析が実施されていることを示す。  便益性を検証するために、認知された規格に適合していることを示す。	JIS T 14971:医療機器-リスクマネジメントの医療機器への適用 性能項目の文書: ポジトロンCT装置部 NEMA (National Electrical

	Manufactures Association) Standards publication NU 2 Performance Measurements of Positron Emission Computed Tomographs (1) 空間分解能 (2) ピーク計数値 (3) 感度 (4) 減弱補正の精度
	X線CT装置部 IEC 61223-3-5: Evaluation and routine testing in medical imaging department - Part 3-5: Acceptance tests - Imaging performance of computed tomography X-ray equipment (1) スライス厚 (2) 線量 (3) ノイズ、均一性、平均CT値 (4) 空間分解能
	画像重ね合わせ性能 JESRA- X73 PET 装置の性能評価法 4. 付録 X線CT組合せポジトロンCT装置における画像 重ね合わせ精度 に基づく。